

「漬物」の製造には、 「漬物製造業」の許可が 必要です！！

食品衛生法改正に伴い令和3年6月から、漬物を製造して販売する場合、「営業許可」が必要になりました。

令和3年5月末以前から製造している方は

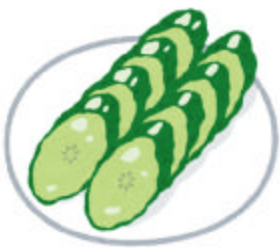
令和6年5月31日まで

に許可を取得しないとけません！

※新たに製造を始める方は、営業開始前に許可を取得してください。

漬物の種類 ※一例です

浅漬け



梅干し



ピクルス



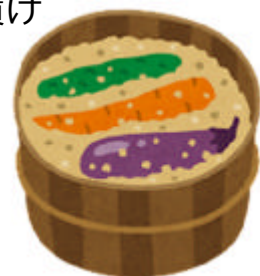
キムチ



たくあん漬け



ぬか漬け



漬物製造業の許可を取るための主な施設基準

調理場は営業専用 ※自宅の台所との兼用は不可

手洗い設備



ハンドル式は不可



※水栓は、手指の再汚染が防止できる構造（レバー式、自動式等）

洗浄設備（必要に応じて）給湯設備等がある

給水設備 ※水道水以外を使用する場合は、水質検査が必要

戸棚又は保管設備

冷蔵庫 ※温度計が必要

包装台又は包装設備

漬け樽保管場所

床面・内壁は不浸透性で、床面には排水溝（又は排水口）がある

換気（換気扇）、照明設備、網戸付きの窓等がある

トイレ ※共用トイレ可、トイレ専用の手洗い設備が必要



申請から許可取得までの流れ

- 1 事前相談 ※ 設備の配置がわかる図面等を用意して相談してください
- 2 申請 ※ 手数料14,000円
- 3 立入り検査
- 4 許可 ※ 検査から最大2週間ほどかかります
- 5 許可証の交付

製造した漬物を販売する際は、食品表示を行う必要があります！

(例)

名称	たくあん漬
原材料名	だいこん（〇〇県産）、漬け原材料（ぶどう糖果糖液糖、食塩、ぬか類）／ソルビトール、調味料（アミノ酸等）、酸味料、甘味料（ステビア）、保存料（ソルビン酸K）、着色料（黄4）、（一部に大豆を含む）
内容量	100g
賞味期限	令和〇年〇月〇日
保存方法	10℃以下で保存してください
製造者	大阪 太郎 大阪府茨木市〇〇町〇丁目〇〇-〇

（お問い合わせはこちら）
大阪府茨木保健所 生活衛生室衛生課
〒567-8585 大阪府茨木市大住町8-11

☎TEL 072-620-6706（午前9時から午後5時45分まで、土日祝日除く）

☎FAX 072-620-6708